

## 福井市空き家使いたいバンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市内における空き家の有効活用を通して、福井市への定住促進及び地域の活性化を図るため、福井市空き家使いたいバンク制度（以下「空き家使いたいバンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第1号に掲げるものをいう。
- (2) 所有者等 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第2号に掲げる者をいう。
- (3) 利用希望者 市内の空き家を購入又は賃貸借し利用することを希望する者をいう。
- (4) 空き家情報バンク 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第3号に掲げるものをいう。
- (5) 空き家使いたいバンク 利用希望者から申込みを受けた情報を公開し、所有者等に対し情報の提供を行うことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は空き家使いたいバンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(利用希望者の情報の登録)

第4条 空き家使いたいバンクに利用希望者として登録を希望する者は、空き家使いたいバンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、

適切であると認めるときは、空き家使いたいバンク登録台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録しなければならない。

（利用希望者に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条の規定による登録を受けた者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家使いたいバンク登録変更届（様式第2号）を市長に届け出なければならない。

（利用希望者台帳の登録の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者の登録を取り消すものとする。

（1）空き家使いたいバンク登録取消届（様式第3号）の届出があったとき。

（2）登録の内容に虚偽があったとき。

（3）登録から1年を経過したとき。ただし、経過後改めて登録申込みを行った場合はこの限りでない。

（4）その他登録することが適当でないとき市長が認めるとき。

（公開等）

第7条 市長は所有者等に対して、空き家使いたいバンクに登録された情報を、市のホームページ等により情報提供するものとする。

2 市長は、利用希望者が行う空き家等の購入、賃貸借等に関する交渉並びに契約については、一切これに関与しない。

（所有者等による空き家使いたいバンクへの情報提供）

第8条 所有する空き家の情報を利用希望者に提供したい所有者等は、福井市空き家情報バンクに登録するものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 利用希望者及び所有者等は、空き家使いたいバンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、

この登録が取消しされた後においても、同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 空き家使いたいバンクから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 個人情報は、利用終了後速やかに廃棄（消去）その他適正な措置を講じなければならないこと。
- (5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。